

故勝俣忍さん 旭日単光章受章

7月22日に逝去された元議会議員の勝俣忍さん（木質）が、旭日単光章を受章されました。

これは、勝俣さんが12年の永きにわたり議会議員として町づくりを推進するなど地方自治の振興発展に尽くされた功績が認められたものです。9月13日に遺族に対し、叙勲の伝達が行われました。



百歳のお祝いに 総理大臣から銀杯

今年度中に百歳を迎える7名の方に、内閣総理大臣から贈呈された祝状と記念品の銀杯を伝達しました。（敬称略）
○安藤泰江（湯本）
○渡邊マツ（湯本）

プレママ・パパ （出産育児）教室

日時 10月31日（水）
13時30分～16時
場所 さくら館
内容 お産や母乳育児についての話、赤ちゃんの沐浴実習
対象 これから母親、父親になる方
持ち物 母子健康手帳、筆記用具、エプロン
申込方法 10月24日（水）までに電話で申し込んでください。
申込・照会先 子育て支援課
☎85-19595

いつまでもお元気で 第62回敬老会を開催

9月13日、第62回敬老会が星様レイクアリーナ箱根で盛大に開催されました。当日は、300人余りの高齢者が参加し、町内の活動グループによる大正琴の演奏、踊り、健康体操、宮城野保育園・箱根幼稚園の園児による踊りが披露され、楽しいひと時を過ごしました。なお、演芸会に先立ち行わ

長寿夫妻に 記念品を贈呈

町から、結婚50年及び60年の長寿夫妻に対し、記念品を贈呈しました。（敬称略）
結婚50年（金婚式）
○小川則夫・きみ子（湯本）
○熊谷重明・詔代（湯本）
○安藤庸一・美枝子（大平台）
○綾部一夫・節子（宮城野）
○佐藤定男・夏江（仙石原）
○柳川欣司・貞子（仙石原）
○小原史郎・雅子（仙石原）
○勝又實・愛子（箱根）
○関賢一郎・ふくじ（箱根）
結婚60年（ダイヤモンド婚式）
○佐々木久仁男・ミヨ子（湯本）



照会先 福祉課
☎85-17790

- 水田芳江（湯本茶屋）
 - 濱野きく（宮城野）
 - 山中百合子（仙石原）
 - 下村隆雄（元箱根）
 - 橋爪彌恵美（元箱根）
- 照会先 福祉課
-
- ☎85-17790

高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

高齢者インフルエンザの予防接種後、免疫がつかずまで、2週間程度必要と言われる場合があります。

接種を希望する方は、事前にかかりつけの医療機関に連絡し、早めに接種しましょう。
対象 町に住民登録があり、接種日当日に次のいずれかの条件を満たしている方
○65歳以上の方
○60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方
※機能障がいがある方は、医師の診断書または身体障害者手帳（1級程度）の写しなど、接種対象者であることを証明できる資料を提出してください。

接種期間 10月1日（月）～平成31年2月28日（木）
自己負担額 1,700円
※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、申請によりワクチン接種に係る費用が

い方も募集しております。個人、事業所など、ごなただでも何か手伝いが必要なことや高齢者にとって簡易で臨時的に依頼したい仕事がありましたらご相談ください。
照会先 町シルバー人材センター（やまなみ荘内）☎82-15115（9時～16時）

鳥獣被害防止柵の 購入費用を補助します

所有する敷地などにイノシシの被害の防止を目的として柵を設置する方に、補助金を交付します。
対象
①町税などの滞納のない方
②町内に住居または敷地を所有している方
③設置した柵を適正に維持でききる方

対象費用 柵の購入費用（設置費用などは対象となりません）
対象柵
①電気柵（ポール、電線、バッテリーなどを含む）
②トタンなど板による柵（杭などを含む）
③網・金網柵（杭などを含む）

放課後児童クラブの 指導員を募集します

放課後児童クラブの指導員（アルバイト）を募集します。遊びや生活の支援などを行いながら、子どもたちと楽しく活動してみませんか。
募集職種 放課後児童クラブ指導員（アルバイト）
勤務場所 次のいずれかのクラブ
・湯本こどもクラブ
（町立湯本小学校内）
・箱根こどもクラブ
（町立箱根の森小学校内）
・きんときクラブ
（町立仙石原小学校内）
勤務時間 平日は下校時間の

全額助成されます。該当する方は、印鑑、本人を確認できるもの（保険証など）を持参し、さくら館または保険健康課、出張所で事前に手続きをしてください。
公費負担による接種回数 1回
実施医療機関 町内医療機関、小田原医師会または足柄上医師会医療機関（要事前予約）
照会先 さくら館
☎85-10800

④その他同等の効果があると認められるもの
補助額
①町民などの方 購入費用の2分の1（限度額は2万円）
②自治会 購入費用の3分の2（限度額は3万円）
③事業者 購入費用の3分の1（限度額は2万円）
申請方法 柵の購入の前に、申請書に次の書類を添えて申請してください。
・箱根町鳥獣被害防止柵設置計画書
・柵を設置する場所の位置図
・防止柵を設置する場所の写真
真
・柵の購入費用がわかる見積書
なお、申請される方は、事前に確認をお願いします。
照会先 環境課
☎85-19565

10月1日は 「浄化槽の日」

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。



町でも、し尿及び生活雑排水を処理するための施設として下水道とともに「浄化槽」が普及しています。
浄化槽とは 家庭から出される、し尿や生活雑排水を処理し、きれいな水に戻して川へ放流するための設備です。
適正な維持管理のお願い 維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭の発生を招くなど地域の環境を悪化させる原因にもなりますので、設置者の皆さんには適正な維持管理をお願いします。
○4ヶ月に1回以上の保守点検を受けましょう。
○1年に1回は必ず清掃を行います。
○法定検査を受検しましょう。
これらの3項目は浄化槽法によって設置者の皆さんに義務付けられていますので、適正な維持管理を行う上で欠かせないものです。
照会先 環境課
☎85-19565